

申し合わせ事項 変更提案書 R7

	提案会派	概要	詳細	必要な対応
例	《会派名》	質疑・一般質問における再問項目の明示	質疑・一般質問において、再問を行う際の冒頭に、「○項目めの□点目について再問を行います。」と明言するようにする。	申し合わせの変更
1	議長	会議録署名議員の追加	現在、会議録署名議員は2名を指名し、当該議員が離席をした場合には短時間であっても追加指名している。これについて3名を指名し、1名が離席しても追加指名しないように運用を変更する。 なお、署名議員は議席番号の若い順とする。	会議規程の一部改正 第54条
2	議長	予算決算常任委員会の採決方法	予算決算常任委員会における採決方法は、全会一致賛成は簡易採決とし、さもなければ議場で行う場合は電子採決、議場以外の場合は挙手採決とし、議会運営委員会での毎回の確認は行わないことを原則とする。	申し合わせの追加
3	議長	再問にあたってはその旨の発言を行う	質問方式によらず再問を行うときには、まずその旨の発言を行い、再問の対象となる項目を明確に述べてから、再問を行う。 (傍聴人にわかりやすくするため)	申し合わせの追加
4	新和会	ペーパーレスの推進	現在、紙媒体での配付を行っているものについて、データ配信への見直しを行う	申し合わせの追加
5	市民 ネット21	1日の質問者数の目安	申し合わせ別紙「質疑並びに一般質問における留意点」の8において1日の質問者数の記載があるが、現状は1日7人を超える人数が質問していることしかなく、実際の運用と乖離があるため、本項目を削除してはどうか	申し合わせの削除